# 『第4回秋田交通圏タクシー特定地域協議会』の開催について (構成員として参加を希望される方へ)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年法律第64号)の規定に基づき、秋田交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱一部改正を行うための『第4回秋田交通圏タクシー特定地域協議会』を下記の通り開催しますので、お知らせします。

なお、本協議会に構成員として参加を希望される方は、\*1設置要綱第4条第3項の規定により、開催日30日前の6月24日(日)までに、問い合わせ先へ別添《申出書》にてお申し出下さい。(FAX可)

記

1. 日 時 平成30年7月24日(火) 10:30~

2. 場 所 「秋田県自動車会議所」 〒010-0962 秋田市八橋大畑二丁目12番55号

- 3. 議 題
  - (1)秋田交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱一部改正(案)について (2)その他
    - ※議題は案となっており変更の場合がございます。

## [お願いと注意]

- ① 〈事前申出書〉は、開催会場の収容に限りがあるため、傍聴人も含め事前に入場予定人数を把握するためのものです。
- ② お車でお越しの際は、「秋田県自動車会館」(会場ビルに隣接)の駐車場に駐車をお願いします。

**※**1

#### 秋田交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱(抜粋)

## 第4条第3項

協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。 ただし、第5条第14項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開 催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるも のとする。

#### [参考]

秋田交通圏のタクシー特定地域の指定については、運輸審議会より5月17日付けで、平成30年6月1日から3年間、延長することが適当であるとの答申が出されています。

## 《問い合わせ先》

# 【秋田交通圏タクシー特定地域協議会 事務局】

〒010-0962 秋田市八橋大畑二丁目12番53号 一般社団法人秋田県ハイヤー協会 内

佐 藤 武 彦

電 話: 018-864-1351 ファックス: 018-864-1353 E-mail: info@hirekyokai-akita.or.jp

# [別 添]

《送付先》

秋田交通圏タクシー特定地域協議会 事務局 行き ((一社) 秋田県ハイヤー協会 内) FAX:018-864-1353

# ≪申 出 書≫

• 5	64回秋田交通圏タ	クシー特定地域協議会の構成員として参画を申し出ます。
1.	申し出年月日 :	平成30年 月 日
2.	氏 名:	
3.	申し出者の住所	: 〒
4.	申し出者の所属 該当する所	「属欄に○を付けてください ・タクシー事業者 ・タクシー事業者団体等 ・タクシー運転者の所属する労働組合等 ・その他 (
5.	所属先の事業所名	又は団体名
6.	所属先の役職名	
7.	所属先の住所	₸
8.	所属先の電話番号	;
※申出最終期日は、平成30年6月24日(日)となります。		

※個人情報の取り扱いについては、この協議会開催以外の目的には使用しません。